

第73回（令和3年度）三重県准看護師試験実施要領

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第73回（令和3年度）三重県准看護師試験を次のとおり実施します。

1 試験期日	令和4年2月15日（火） 午後1時30分から午後4時まで
2 試験場所	三重県看護協会（津市観音寺町字東浦457-3）
3 試験科目	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

下記、(1)～(7)までのいずれかに該当する者としします。ただし、県外居住者の場合は、県内看護師等学校養成所を卒業（修業）した者（令和4年3月に卒業（修業）見込みの者を含む）に限ります。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和4年3月に卒業見込みの者を含む）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和4年3月に卒業見込みの者を含む）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和4年3月に卒業見込みの者を含む）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和4年3月に卒業見込みの者を含む）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和4年3月に卒業見込みの者を含む）
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者のうち(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者
この場合において、三重県准看護師試験受験資格認定の手続き及び認定審査については、別に定めるところによる

5 出願書類

- (1) 受験願書 正本・副本各1部
- (2) 写真台紙 1枚

出願前6カ月以内に上半身を正面無帽で撮影した縦6cm×横4cmのものを写真貼付欄に貼付し、撮影年月日を記入してください。

在学中又は卒業した学校養成所にて本人に相違ないことの照合（学校又は養成所長名記載、写真に割印）を受けてください。

<既卒の学校養成所が閉校している等で確認を受けがたい場合>

受験者本人であることの確認ができる書類（運転免許証、学生証、旅券、公的機関が発行した身分証明書、健康保険証の被保険者証等のいずれか1つ）を持参し、願書提出先で確認を受け

てください。

願書を郵送する場合は、写真が貼付された身分証明書等の写しを同封してください。

(3) 受験資格を証する書面 1部

ア 4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、卒業（修業）証明書又は卒業（修業）見込証明書

なお、出願時に卒業（修業）見込証明書を提出した者には、卒業（修業）証明書が提出されない限り合格証書を発行できませんので、卒業（修業）後速やかに卒業（修業）証明書を三重県医療保健部医療介護人材課（三重県庁）に提出してください。学校養成所において受験者の卒業（修業）証明書を連名で提出できる場合、学校養成所で一括して提出してください。

イ 4の(6)に該当する者は、厚生労働大臣の看護師国家試験受験資格認定書の写し
(出願にあたり、提出場所まで受験資格認定書の原本を持参してください。)

ウ 4の(7)に該当する者は、三重県知事の准看護師試験受験資格認定書の写し
(出願にあたり、提出場所まで受験資格認定書の原本を持参してください。)

(4) 返信用封筒 2部

ア 受験票用1部 長形3号(23cm×12cm)の封筒に404円分の切手を貼付

※令和4年1月下旬に確実に受領できる返送先の住所、氏名、郵便番号を必ず記入してください。

イ 合格証書用1部 角形2号(33cm×24cm)の封筒に460円分の切手を貼付

※令和4年3月中旬に確実に受領できる返送先の住所、氏名、郵便番号を必ず記入してください。

6 出願書類の提出場所

- (1) 居住地又は学校養成所の所在地を管轄する県庁舎内各保健所及び四日市市保健所に提出してください。(郵送による提出可。ただし、簡易書留としてください。)
- (2) 既卒の県外居住者で、学校養成所の所在地を管轄する県庁舎内各保健所及び四日市市保健所への提出が困難な場合は、三重県医療保健部医療介護人材課（三重県庁）に提出してください。

7 受験手数料

金6,900円分の三重県収入証紙を受験願書に次のとおり貼付してください。

- (1) 受験願書副本に貼付してください。
- (2) 既卒の県外居住者で、出願書類を三重県医療保健部医療介護人材課に提出する場合のみ、受験願書正本に貼付し、正本のみ提出してください。その場合、証紙の代わりに定額小為替（受取人を記入しない、願書に貼付しないこと）を送付することができます。

8 出願書類の受付期間

令和4年1月4日（火）から1月7日（金）までの午前9時から午後5時まで

ただし、受験願書を郵送で提出する場合は、令和4年1月7日（金）午後5時まで（必着）に提出されたものに限り受け付けます。（書類不備の場合は受理できませんので、記入漏れや記載間違いのないよう留意してください。）

9 受験票の交付

受験番号を記載した受験票を令和4年1月28日（金）までに受験願書提出時の返信用封筒により、各受験者あてに送付します。令和4年2月3日（木）を過ぎても届かない場合は、三重県医療保健部

医療介護人材課にお問い合わせください。

10 合格者の発表

合格者は、令和4年3月11日（金）午前10時から令和4年3月17日（木）午後4時まで、三重県庁正面玄関掲示板及び県庁舎内各保健所及び四日市市保健所において受験番号を掲示します。

また、令和4年3月11日（金）午前10時30分には、県ホームページにおいても、合格者の受験番号を掲載します。

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/common/03/ci400000317.htm>

(掲載場所：トップページ>健康・福祉・子ども>医療>医師・看護職員確保対策)

なお、電話等による試験結果の問い合わせには一切応じません。

11 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付します。受験願書提出時の返信用封筒により、各受験者あてに送付します。令和4年3月17日（木）を過ぎても合格証書が届かない場合は、三重県医療保健部医療介護人材課にお問い合わせください。

なお、出願時に卒業（修業）見込証明書を提出した者には、卒業（修業）証明書が提出されない限り合格証書を発行できませんので、卒業後速やかに三重県医療保健部医療介護人材課（三重県庁）に提出してください。令和4年3月31日（木）までに卒業できない場合は、受験資格が認められず試験は無効となります。

12 試験結果の開示

三重県個人情報保護条例第27条に基づき、受験者本人からの開示請求があれば、情報公開個人情報総合窓口において開示します。

(1) 開示する試験結果 第73回三重県准看護師試験の総合得点

(2) 開示期間 合格発表の日から1年間

(3) 開示する場所及び時間

三重県情報公開課（三重県津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 1階）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

(4) 開示を受けるための必要な書類

ア 受験票

イ 運転免許証、マイナンバーカード、旅券等、公的機関が発行した身分証明書、健康保険証の被保険者証等、その他受験者本人であることを確認できる書類。（顔写真付きは1種類、顔写真がないものは2種類）

13 その他

(1) 受験願書の請求

県内の准看護師養成所に在学中の方には、養成所を通じて配布します。

それ以外の方は、令和3年11月29日（月）から令和3年12月10日（金）までの間に次の2点を同封した封筒の表書きに「准看護師試験願書請求」と朱書きし、下記請求先宛に郵送してください。

ア 460円分の切手を貼付した角形2号（33cm×24cm）以上の返信用封筒

※返信用封筒には、返送先の住所、氏名、郵便番号を必ず記入してください。

イ 三重県准看護師試験願書請求書

〈請求先〉

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部医療介護人材課看護・介護人材班

- (2) 出願書類を受理した後は、受験に関する書類及び受験手数料は返還しません。
- (3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和4年1月7日（金）までに三重県医療保健部医療介護人材課まで申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を行うことがあります。
- (4) 試験当日の試験会場の詳細については受験票交付時に案内します。

14 試験についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁4階）

三重県医療保健部医療介護人材課看護・介護人材班 担当 石田

電話 059-224-2053（土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

○県内各保健所所在地

保健所担当課名	住 所	電 話 番 号
桑名保健所 保健衛生室 総務企画課	〒511-8567 桑名市中央町5丁目71（桑名庁舎2階）	0594-24-3621
四日市市保健所 保健予防課 管理医療係	〒510-0085 四日市市諏訪町2-2（四日市市総合会館4階）	059-352-0585
鈴鹿保健所 保健衛生室 総務企画課	〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117（鈴鹿庁舎2階）	059-382-8671
津保健所 保健衛生室 総務企画課	〒514-0003 津市桜橋3丁目446-34（津庁舎5階）	059-223-5290
松阪保健所 保健衛生室 総務企画課	〒515-0011 松阪市高町138（松阪庁舎2階）	0598-50-0527
伊勢保健所 保健衛生室 総務企画課	〒516-0035 伊勢市勢田町628-2（伊勢庁舎1階）	0596-27-5135
伊賀保健所 保健衛生室 総務企画課	〒518-0823 伊賀市四十九町2802（伊賀庁舎2階）	0595-24-8070
尾鷲保健所 保健衛生室 総務企画課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1番1号（尾鷲庁舎2階）	0597-23-3446
熊野保健所 保健衛生室 総務企画課	〒519-4324 熊野市井戸町383	0597-85-2158